

責任ヲ以テ完全ニ處理シ賞罰並處分ハ
縣知事ニ於テ行フ

第五條 左記各項ノ一ニ該當スル者ハ收容
スル事ヲ得

(一) 娼妓抱主ヲ凌辱ラ受ケ又ハ良習ニ從
ハレシメサルモノ

(二) 人ニ誘拐セラレ又ハ來歴不明ノモノ

(三) 女懷抱主ヲ虐待ヲ受ケ又ハ賣淫ヲ
逼ラレタルモノ

(四) 婦女舅姑又ハ夫ヲ淫賣又ハ特別ノ事
情ヲ逼ラレタルモノ

(五) 法廳ノ判決ニ依リ求配ノ為送附セラレ
タルモノ

(六) 警察ノ調査ニ依リ來歴不明ト認メタルモノ
(七) 親族ナキ幼者ニテ警察ヲ送致シ又ハ
自ラ收容ヲ求メタルモノ

第六條 入所スル者ハ警察官署ヲ辦公署ニ
送リ供述ヲ録取シ規則ニ符合スル者ハ知
事ノ許可ヲ得テ收容ス

前項ノ入所婦女ニテ管理員取調ニ疑
義アル時ハ警察官署ニ委託シ詳細調
査スルヲ得

第七條 收容ノ幼女ハ年齡ニ達スルハ
配遇セザルヲ得

第八條 婦女收容後ハ德藝氣備ノ女ヲ
聘シ教員トシテ文字裁縫料理等ヲ